

令和 7 年度宍粟市の人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の人数について

① 宍粟市職員数の推移

(単位：人)

	H17	H21	H25	H29	R3	R4	R5	R6	R7	H17 比較
全体職員数	862 (790)	765 (696)	663	664	677	672	675	660	658	▲204 (▲132 人)
一 般 職 員	537	457	424	412	417	410	410	401	394	▲143 人
診療所 職員	13	12	14	13	15	17	17	18	17	+4 人
病院 職員	240	227	225	239	245	245	248	241	247	+7 人

※ 消防職員は平成 25 年 4 月 1 日より西はりま消防組合へ身分移管したことにより 0 人となっています。

なお、() 内は消防職員を除く人数を記載しています。

※ 診療所職員は、訪問看護ステーションの職員を含んでいます。

② 県内の合併市・近隣市・類似団体との比較

(単位：人)

	職員数		人口 (人)	面積 (km ²)	職員 1 人当 たりの人口 (人)	職員 1 人当 たりの面積 (km ²)
	全職員	病院・診療 所・消防を 除く職員				
宍 粟 市	658	394	33,749	658.54	86	1.67
県内合併市平均	504	432	46,130	332.71	107	0.77
類似団体平均	541	321	39,552	177.30	123	0.55
近隣市平均	562	404	47,836	142.71	118	0.35

※類似団体とは、人口・産業構造が類似している団体です。(類似団体区分：I-2) * 県下 6 団体

※近隣市とは、西播磨管内の市です。

宍粟市の令和 7 年 1 月 1 日現在の人口は 33,749 人、面積は 658.54k m² (県内 2 番目の面積) です。
面積に対し人口が少ないため、職員 1 人あたりの人口は 86 人と他団体と大きく差があります。

(2) 職員の任免の状況 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

① 職種別採用者数

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	7 人	3 人	10 人
内科医長	0 人	1 人	1 人
外科医長	1 人	0 人	1 人
産婦人科医	2 人	0 人	2 人
内科医員	4 人	0 人	4 人
外科医員	1 人	0 人	1 人
研修医	1 人	2 人	3 人
臨床検査技師	0 人	2 人	2 人
薬剤師	1 人	0 人	1 人
看護師	0 人	4 人	4 人
計	17 人	12 人	29 人

② 昇格・昇任 (一般行政職給料表適用者)

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変更することをいい、昇任とは、現在の職より上位の職に任命されることです。令和 6 年度中における各役職への昇格・昇任は次のとおりです。

【昇格者一覧】

級区分	男	女	計
6 級	3 人	0 人	3 人
5 級	0 人	5 人	5 人
4 級	6 人	5 人	11 人
3 級	5 人	6 人	11 人
2 級	4 人	3 人	7 人
計	18 人	19 人	37 人

【昇任者一覧】

職種区分	男	女	計
部長級	4 人	0 人	4 人
次長級	3 人	0 人	3 人
課長級	6 人	0 人	6 人
副課長級	0 人	5 人	5 人
係長級	6 人	5 人	11 人
主査級	5 人	5 人	10 人
計	24 人	15 人	39 人

※ 昇任者一覧には昇格者も含まれます。

③ 職種別退職者数

職種区分	定 年	勸 奨	自己都合 任期满了等	計
一 般 行 政 職	5 人	2 人	8 人	1 5 人
技 能 労 務 職	1 人	0 人	0 人	1 人
副 院 長	1 人	0 人	0 人	1 人
泌 尿 器 科 副 部 長	0 人	0 人	1 人	1 人
小 児 科 医 長	0 人	0 人	1 人	1 人
産 婦 人 科 医 長	0 人	0 人	1 人	1 人
産 婦 人 科 医 員	0 人	0 人	1 人	1 人
内 科 医 員	0 人	0 人	5 人	5 人
副 看 護 部 長	1 人	0 人	0 人	1 人
看 護 師	5 人	0 人	2 人	7 人
臨 床 工 学 技 士 長	0 人	0 人	1 人	1 人
臨 床 検 査 技 師	0 人	0 人	1 人	1 人
放 射 線 技 師	0 人	0 人	1 人	1 人
理 学 療 法 士	0 人	0 人	1 人	1 人
管 理 栄 養 士	0 人	0 人	1 人	1 人
調 理 師	0 人	0 人	1 人	1 人
計	1 3 人	2 人	2 5 人	4 0 人

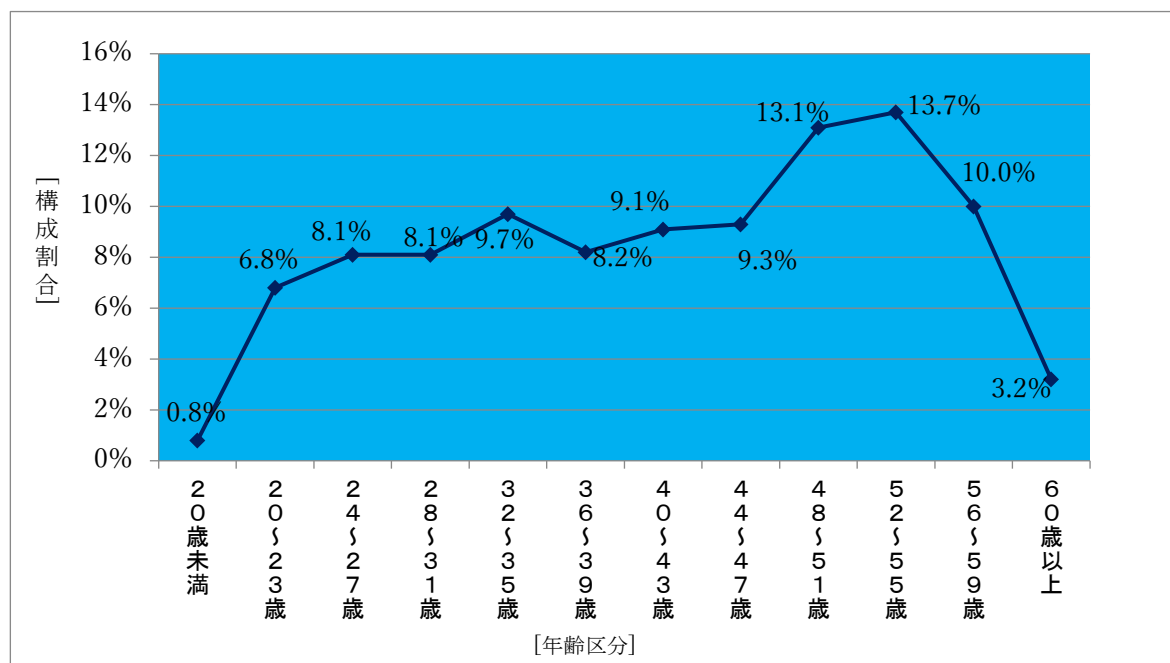
※再任用職員の退職を除きます。

※定年には、定年延長に伴う 60 歳時点での退職も含まれます。

(3) 職員の年齢別構成の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	20 歳未満	20～23 歳	24～27 歳	28～31 歳	32～35 歳	36～39 歳	
職員数(人)	5	45	53	53	64	54	
区 分	40～43 歳	44～47 歳	48～51 歳	52～55 歳	56～59 歳	60 歳以上	計
職員数(人)	60	61	86	90	66	21	658

●年齢別職員構成比 (%)



(4) 定員管理上の数値の推移等

●平成 17 年 4 月 1 日からの定員管理上の推移

区 分 部 門		職 員 数									対 H17 増減数
		H17	H21	H25	H29	R3	R4	R5	R6	R7	
一般行政	議会・総務	105	102	90	92	101	102	105	104	105	±0
	福祉・衛生	136	117	102	110	103	99	95	87	85	△51
	その他	124	109	103	92	101	102	102	98	93	△31
	小 計	365	328	295	294	305	303	302	289	283	△82
特別行政	教育	120	83	88	77	80	75	76	79	78	△42
	消防	72	69	0	0	0	0	0	0	0	△72
	小 計	192	152	88	77	80	75	76	79	78	△114
公営企業等	病院	254	240	239	252	260	262	265	259	264	+10
	上下水道	35	27	23	23	15	15	15	15	16	△19
	その他	16	18	18	18	17	17	17	18	17	+1
	小 計	305	285	280	293	292	294	297	292	297	△8
合 計		862 (790)	765 (696)	663	664	677	672	675	660	658	△204 (△132)

※ 特別行政の消防は西はりま消防組合へ身分を移管したため 0 人となっています。
 なお、() 内は消防職員を除く人数を記載しています。

2 職員の給与の状況

(1) 給与改定等の内容

	一 般 職	特 別 職
平成 17 年度		・ 教育長の期末手当の 0.05 月分減
平成 18 年度	- 給料月額平均 4.8%減 55 歳以上昇給抑制 - 調整手当の廃止 - 特殊勤務手当の廃止 (21 手当→15 手当に削減) - 県内日当の廃止 - 退職時特別昇給の廃止	給料月額の減額 市 長：10%減額 (940,000 円→846,000 円) 副市長： 5%減額 (760,000 円→722,000 円) 収入役： 5%減額 (685,000 円→650,750 円) 教育長： 5%減額 (685,000 円→650,750 円)
平成 19 年度	- 枠外定期昇給の廃止 - 人事院勧告に伴う勤勉手当の 0.05 月増の平成 20 年度への見送り	- 特別職の給料減額の継続 (H18～) - 特別職の人事院勧告に伴う期末手当 (教育長は勤勉手当) の 0.05 月増の見送り
平成 20 年度		・ 特別職の給料減額の継続 (H18～)
平成 21 年度	- 期末勤勉手当 0.35 月減 30 歳以上職員給料平均 0.22%減 - 住居手当 (持ち家) 3,500 円 → 2,500 円 - 消防署の隔日勤務手当、火災出動手当、救急出動手当の金額減等	- 特別職の給料減額の継続 (H18～) - 期末手当 0.35 月減 (教育長は期末勤勉手当 0.35 月減)
平成 22 年度	- 期末勤勉手当 0.2 月減 40 歳以上職員給料平均 0.1%減 55 歳を超える管理職給料 1.5%減 - 市民局長・部長・次長級管理職手当約 1.6%減	- 給料月額の改定 (平均 6%の減額) - 期末手当 0.2 月減 (教育長は期末勤勉手当 0.2 月減)
平成 23 年度	- 給料表の改定 (0.1～0.5%の減額) - 現給保障額減額改定 (H18 給料の 0.9959→0.991) - 住居手当 (持ち家) 2,500 円→1,600 円	
平成 24 年度	- 現給保障額の半減 55 歳を超える職員の昇給停止	

	一 般 職	特 別 職
平成 25 年度	・ 現給保障額の廃止 ・ 住居手当（持ち家）の廃止 ・ 高位の号給から昇格した場合の給料月額増加額を縮減 ・ 国の要請に伴う特例減額 期間：H25.7～H26.3 給料月額：1.26%～5.6%減 ※連動して超過勤務手当の単価減 管理職手当：5%減 期末勤勉手当：3%減	・ 国の要請に伴う特例減額 (H25.7～H26.3) 給料月額の減額：10%減 ※市議会議員の報酬：5%減 期末手当の減額：3%減 (教育長は期末勤勉手当 3%減)
平成 26 年度	・ H26.4.1: 国の要請に伴う特例減額の終了 ・ 給与改定（H26.4.1 遡及） 給料表改定：若年層を重点に平均 0.3%増 期末勤勉手当：0.15 月増（再任用職員：0.05 月増）	・ 国の特例に伴う特例減額の終了 ・ 期末勤勉手当 市長、副市長、教育長：0.15 月増 市議会議員：0.20 月増
平成 27 年度	・ H27.4.1：給与制度総合的見直し 給料表水準を平均 2%引下げ ※H30.3.31 までの現給保障 ・ 給与改定（H27.4.1 遡及） 給料表改定：0.3%の増額 期末勤勉手当：0.10 月増（再任用職員：0.05 月増）	・ 期末勤勉手当 市長、副市長、教育長、市議会議員の支給率を 0.10 月増
平成 28 年度	・ 給与改定（H28.4.1 遡及） 給料表改定：0.2%の増額 期末勤勉手当：0.10 月増（再任用職員：0.05 月増）	・ 期末手当 市長、副市長、教育長、市議会議員の支給率を 0.10 月増
平成 29 年度	・ 扶養手当改定（H29.4.1） 配偶者 10,000 円、子 8,000 円 父母等 6,500 円 ・ 給与改定（H29.4.1 遡及） 給料表改定：0.2%の増額 期末勤勉手当：0.10 月増（再任用職員：0.05 月増）	

	一 般 職	特 別 職
平成 30 年度	・ 現給保障額の廃止 (H30.3.31) ・ 扶養手当改定 (H30.4.1) 配偶者 6,500 円、子 10,000 円 ・ 給与改定 (H30.4.1 遡及) 給料表改定 : 0.2%の増額 期末勤勉手当 : 0.05 月増 (再任用職員 : 0.05 月増)	
令和元年度	・ 給与改定 (H31.4.1 遡及) ・ 給料表改定 : 0.1%の増額 ・ 期末勤勉手当 : 0.05 月増	
令和 2 年度	・ 期末手当 : 0.05 月減 ・ 住居手当改定 (R2.4.1) 手当上限 27,000 円→28,000 円	・ 期末手当 市長、副市長、教育長、市議会議員の支給率を 0.05 月減
令和 3 年度		・ 期末手当 市長、副市長、教育長、市議会議員の支給率を 0.05 月減
令和 4 年度	・ 給与改定 (R4.4.1 遡及) ・ 給料表改定 : 0.3%の増額 ・ 期末手当 : R3.12 の差額分を減額措置 (R4.6) ・ 勤勉手当 : 0.1 月増 (再任用職員 0.05 月増)	・ 給料月額減額の減額 市長、副市長、教育長 : 10%減 (R5.1~R7.4)
令和 5 年度	・ 給与改定 (R5.4.1 遡及) ・ 給料表改定 : 1.1%の増額 ・ 期末勤勉手当 : 0.1 月増 (再任用職員 0.05 月増)	・ 給料月額減額の減額 (継続) 市長、副市長、教育長 : 10%減 (R5.1~R7.4)
令和 6 年度	・ 給与改定 (R6.4.1 遡及) ・ 給料表改定 : 3.0%の増額 ・ 期末勤勉手当 : 0.1 月増 (定年前再任用短時間勤務職員 0.05 月増)	・ 給料月額減額の減額 (継続) 市長、副市長、教育長 : 10%減 (R5.1~R7.4)

※定年前再任用短時間勤務職員は職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き一定期間雇用される職員です。

(2) 普通会計人件費の状況

	年度末の住民 基本台帳人口	歳出額	人件費	経常収支 比率	うち人件費 の割合
令和 5 年度	34,292 人	23,760,597 千円	4,230,132 千円	94.1%	26.0%
令和 6 年度	33,440 人	23,674,377 千円	4,471,263 千円	93.3%	27.1%
対前年度比	▲852 人	▲86,220 千円	+241,131 千円	▲0.8%	+1.1%

※ 人件費には投資的経費に係る人件費を除いています。

※ 経常収支比率は、財政の弾力性を示すものさしで、100%に近いほど弾力性に欠けている状態を表します。

(3) 職員の平均給与月額等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 B (国ベース)
宍粟市	42.6 歳	332,428 円	407,941 円	386,061 円
昨年度	42.7 歳	319,684 円	389,881 円	364,008 円
増 減	▲0.1 歳	+12,744 円	+18,060 円	+22,053 円
兵庫県 (R6)	43.2 歳	324,400 円	420,253 円	376,521 円
国 (R6)	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体 (R6)	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

※ 「平均給料月額」とは、令和 7 年 4 月 1 日現在の職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 表中「国ベース」とは時間外勤務手当、特殊勤務手当、日直手当を除いたものです。

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 B (国ベース)
宍粟市	54.2 歳	300,285 円	363,601 円	332,120 円
その他技能労務職	46.9 歳	289,443 円	395,102 円	332,059 円
清掃職員	59.0 歳	276,475 円	330,373 円	302,295 円
調理員	59.0 歳	312,800 円	340,818 円	334,231 円
看護補助員	54.5 歳	320,050 円	375,834 円	357,596 円
兵庫県 (R6)	57.4 歳	335,100 円	399,396 円	367,546 円
国 (R6)	51.2 歳	288,144 円	—	330,553 円
類似団体 (R6)	51.9 歳	294,304 円	323,768 円	305,233 円
民間事業者平均 (R6)	47.0 歳	—	345,237 円	307,192 円

※ 「民間事業者平均」については人事院勧告資料をもとに算出しています。

③ 教育職（幼稚園教諭）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	44.0 歳	329,224 円	385,499 円	368,436 円
兵庫県 (R6)	41.4 歳	362,200 円	422,546 円	—
類似団体 (R6)	39.4 歳	292,402 円	329,101 円	—

(4) 職員の初任給の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		宍粟市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	短大卒	207,400 円	—	—
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職 (労務職)	高校卒	192,500 円	190,800 円	—

(5) 職員の年齢別給料・平均年収の状況（令和 7 年 4 月 1 日）

① 市長、副市長、教育長の給料・年収

(単位：円)

	市 長	副市長	教育長
年間収入	14,546,400 (14,722,400)	11,769,360 (11,911,760)	10,609,940 (10,673,740)
給料月額	704,000 (880,000)	569,600 (712,000)	574,200 (638,000)
賞与（年間）	4,162,400	3,367,760	3,017,740

※ 賞与は給料と給料の 10%を加算した金額の 4.30 か月分です。

※ 令和 7 年 4 月の給料月額及び賞与の基礎額について、市長及び副市長にあつては 20%、教育長にあつては 10%減額しています。

※ () 内は減額前の金額です。

② 市議会議員の報酬・年間収入

(単位：円)

	議 長	副議長	委員長	議 員
年間収入	7,495,040	6,190,100	5,955,880	5,788,580
報酬月額	448,000	370,000	356,000	346,000
賞与（年間）	2,119,040	1,750,100	1,683,860	1,636,580

※ 議長、副議長、委員長はその職を 1 年間継続した場合の見込額です。

※ 賞与は報酬に報酬の 10%の役職加算をした金額の 4.30 か月分です。

※ 会派等の請求に基づき、議員 1 人当たり月額 15,000 円を上限に政務活動費が別途支給されます。

③ 管理職の年齢構成別平均給料・年間収入（令和 6 年度）

（単位：円）

	構成割合	平均給料	扶養手当	住居手当	管理職手当	賞与(年間)	平均年収
～49 歳	2.14%	381,198	19,125	4,010	40,000	1,972,804	7,485,438
50～54 歳	12.12%	393,728	14,674	1,559	45,157	2,020,518	7,677,991
55 歳～	11.76%	401,593	7,820	1,758	54,212	2,043,645	7,809,178

※ 別途、病院職員等の職員に、対象職員 1 人当たり年間平均で 119,880 円の特殊勤務手当等を支給しました。

※ 賞与は給料に給料の 10%の役職加算をした金額の 4.60 月分です。

※ 病院・診療所の医師及び年度途中での退職者・育児休業者、再任用短時間勤務職員等は除いています。

④ 管理職以外の職員の年齢構成別平均給料・年間収入（令和 6 年度）

（単位：円）

	構成割合	平均給料	扶養手当	住居手当	時間外手当	賞与(年間)	平均年収
～24 歳	6.77%	228,788	526	3,200	14,382	980,371	4,331,653
25～29 歳	8.91%	247,867	1,167	4,946	21,100	1,121,858	4,759,145
30～34 歳	8.38%	270,372	5,110	10,101	29,588	1,277,576	5,329,135
35～39 歳	10.70%	291,449	12,351	6,260	25,372	1,397,896	5,698,619
40～44 歳	11.23%	313,238	13,593	4,030	41,926	1,490,644	6,227,593
45～49 歳	13.37%	336,494	10,716	2,361	34,458	1,610,064	6,627,124
50～54 歳	8.56%	349,224	6,571	2,532	25,123	1,679,162	6,719,240
55 歳～	6.06%	354,231	4,529	1,524	23,887	1,703,551	6,758,221

※ 別途、技能労務、病院等の職員に、対象職員 1 人当たり年間平均で 418,233 円の特殊勤務手当を支給しました。

※ 賞与は給料の 4.60 か月分（主査級以上は給料に給料の 5%の役職加算をした金額の 4.60 月分）です。

※ 病院・診療所の医師及び年度途中での退職者・育児休業者等は除いています。

（6）職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市	兵 庫 県	国
1 人当たり平均支給額 1,505 千円（R6）	1 人当たり平均支給額 1,769 千円（R5）	—
（令和 6 年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5 月分 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	（令和 5 年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和 5 年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5・10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%

※（ ）内は、再任用短時間勤務（職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き職員を一定期間雇用する制度）職員に係る支給割合です。

② 退職手当(令和 7 年 4 月 1 日現在)

宍 粟 市			国 (R6)		
(支 給 率)	自己都合・死亡	勸奨・定年等	(支 給 率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1 人当たり平均支給額	4,544 千円	14,015 千円			
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
45 歳以上かつ勤続 20 年以上 2～45%加算			2～45%加算		
※60 歳までの年数 1 年につき算定基礎給料を 3%加算			※60 歳までの年数 1 年につき算定基礎給料を 3%加算		

※ 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

宍 粟 市	兵 庫 県	国
—	1 人当たり平均支給額 314,789 円 (R5) (令和 5 年度支給割合) 4.4%～9.4%	—
(令和 7 年度支給割合) 2.0%	(令和 7 年度支給割合) 2.0%～14.0%	(令和 7 年度支給割合) 1.0%～20.0%

④ 特殊勤務手当(令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (令和 6 年度決算)			253,419 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 6 年度決算) ※医師含む			1,001,464 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和 6 年度)			38.03%	
主な手当の種類 (手当数)			26 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	支給単価
感染症防疫業務従事職員手当	保健センター職員等	感染症患者等の救護等	0 千円	1 日当たり 400 円
危険又は困難業務従事職員手当	建設部等勤務職員	下水道マンホール等入孔・水道事業緊急出動	4 千円	1 日当たり 600 円
	地籍調査担当等職員	山地における特に危険又は困難な業務	36 千円	
	給食センター勤務職員	ボイラー作業及び維持管理業務	6 千円	
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	0 千円	
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	0 千円	
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	0 千円	1 回当たり 1,000 円
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	ごみ、し尿取扱業務従事職員	ごみ、し尿取扱業務	571 千円	1 日当たり 600 円
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	50 千円	1 月当たり 2,000 円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	支給単価
診療所医師特別手当		診療所医師	診療所診療業務	7,800 千円	1 月当たり 650,000 円
診療所医師往診手当		診療所医師	時間外の診療(往診)業務	70 千円	診療点数に 10 円を乗じた額の 1/2
遺体処置手当		看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業に従事した看護師及び准看護師	56 千円	1 回当たり 2,000 円
緊急出勤手当		当該業務に従事した者	休日又は時間外に緊急の呼出しを受け、医療業務に従事した職員	38 千円	1 回当たり 2,000 円(深夜) 1 回当たり 1,500 円
待機手当		看護師及び准看護師	休日又は時間外に緊急の呼出しに対応するための待機を命じられた看護師及び准看護師	986 千円	1 回当たり 3,000 円(年末年始) 1 回当たり 2,000 円
選挙手当		当該業務に従事した者	国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の事務等に従事した職員	11,941 千円	投票所及び共通投票所並びに期日前投票所における事務に従事した場合 1 時間につき 2,400 円以内 開票所における事務に従事した場合 1 時間につき 2,800 円以内
大栗総合病院の主な手当	放射線取扱手当	放射線技師	放射線の照射又は放射線が放射されている場所での作業	653 千円	1 月当たり 7,500 円
	細菌検査手当	検査技師	感染症菌の細菌検査、培養の業務	40 千円	1 日当たり 150 円
	医師職務手当	医師	医療業務に従事する医師	130,947 千円	給料月額の 105%以内
	医師特別技能手当	医師	医療業務に従事する医師	33,646 千円	1 月当たり年数に 1 万円を乗じて得た額。ただし上限を 20 万円とする。
	遺体処置手当	看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業	387 千円	1 回当たり 1,000 円
	遺体搬送業務手当	当該業務に従事した者	遺体の搬送業務に従事した運転手	0 千円	1 回当たり 1,000 円
	年末年始勤務加算手当	医師ほか	医師 24 時間勤務	340 千円	1 日当たり 40,000 円
			医師 日直勤務		1 回当たり 16,000 円
			医師 宿直勤務		1 回当たり 20,000 円
			医師以外 宿直勤務		1 回当たり 3,000 円
			医師以外 日直勤務		1 回当たり 3,000 円
	年末年始勤務手当	看護師、准看護師、看護補助員及び調理員	年末年始に勤務	1,686 千円	1 日当たり 4,500 円
	夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	勤務時間が深夜の全部を含む勤務	47,460 千円	1 回当たり 11,900 円
			深夜における勤務時間が 4 時間以上		1 回当たり 6,300 円
			2 時間以上 4 時間未満		1 回当たり 5,600 円
	緊急出勤手当	当該業務に従事した者	緊急呼出しを受け業務に従事した職員	970 千円	1 回当たり 2,000 円
			深夜 深夜以外		1 回当たり 1,500 円
	待機手当	医師	休日又は時間外に待機を命じられた医師	1,944 千円	1 当務当たり 8,000 円
	緊急診療従事手当	医師	休日又は時間外に緊急に 1 時間以上の医療業務に従事	5,803 千円	1 回当たり 4,600 円
			深夜 深夜以外		1 回当たり 3,800 円
	研究手当	医師	薬剤の効用等経過に関する研究等	0 千円	治療費に基く病院収入の範囲内で市長が定める額
	出張診療手当	医師	診療所等に出張診療を命じられた医師	1,525 千円	1 回当たり 25,000 円
	検診及び指導手当	医師及び技師の職にある者	各種検診、指導業務等に従事した医師及び技師		検診、指導業務等契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	153,132 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）	317 千円
支給実績（5 年度決算）	126,069 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（5 年度決算）	259 千円

⑤ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R6 年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者：3,000 円 (R6 年度：6,500 円) (2)子：11,500 円 (3)父母等：6,500 円 ※16～23 歳未満の扶養親族は 5,000 円加算	同	—	65,246 千円	231,370 円 【支給者】 282 人/660 人
住居手当	16,000 円以上の家賃を払っている場合：家賃に応じ 28,000 円を上限に支給	同	—	27,327 千円	255,389 円 【支給者】 107 人/660 人
通勤手当	●公共交通機関利用 55 千円を限度に実費 (有料道路利用の場合に限り、月額 150 千円を限度に実費)	同	—	96,324 千円	158,689 円 【支給者】 607 人/660 人
	●自家用車等利用	(実栗市)	(国)		
	1km 未満	なし	なし		
	1km～2km 未満	2,300 円	なし		
	2km～5km 未満	3,400 円～ 5,600 円	2,000 円		
	5km～10km 未満	6,600 円～ 10,600 円	4,200 円		
	10km～15km 未満	11,500 円～ 15,100 円	7,100 円		
	15km～20km 未満	16,000 円～ 19,600 円	10,000 円		
	20km～25km 未満	20,400 円～ 23,600 円	12,900 円		
	25km～30km 未満	24,300 円～ 27,100 円	15,800 円		
	30km～35km 未満	27,700 円～ 30,100 円	18,700 円		
	35km～40km 未満	30,600 円～ 32,600 円	21,600 円		
	40km～45km 未満	33,000 円～ 34,600 円	24,400 円		
	45km～50km 未満	35,000 円～ 36,600 円	26,200 円		
	50km～55km 未満	37,000 円～ 38,600 円	28,000 円		
	55km～60km 未満	39,000 円～ 40,600 円	29,800 円		
	60km 以上	400 円/km 加算	31,600 円		

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度と の 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (R6 年度決算)	支給職員 1 人当 り平均支給年額 (R6 年度決算)
管理職手当	参事：84,000 円 (69,000 円) 市民局長・部長級：82,000 円 (67,000 円) 次長級：67,000 円 (57,000 円) 課長級：52,000 円 副課長級：40,000 円 副所長、副園長級：30,000 円	異	職務区分、 支給額とも 相違	100,116 千円	610,463 円 【支給者】 164 人/660 人

※ () 内は、令和 6 年度の金額です。

(7) 特別職の報酬等の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料・報酬	市 長	880,000 円	(参考) 類団における最高/最低額	
	副 市 長	712,000 円	980,000 円 / 382,500 円	
	教 育 長	638,000 円	794,000 円 / 560,000 円	
	議 長	448,000 円	—円 / —円 (データなし)	
	副 議 長	370,000 円	557,000 円 / 327,000 円	
	議 員	346,000 円	493,000 円 / 279,000 円	
	議 員	346,000 円	450,000 円 / 259,000 円	
期末手当	市長・副市長・教育長 議 員	(R6 年度支給割合) (R6 年度支給割合)	4.10 月分 4.10 月分	
退職手当	市 長 副 市 長 教 育 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×40.0/100 給料月額×在職月数×24.0/100 給料月額×在職月数×18.0/100	(1 期の手当額) 16,896,000 円 8,202,240 円 4,134,240 円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと 任期ごと

※ 退職手当の「1 期の手当額」は、現在の給料月額及び支給率に基づき 1 期(市長・副市長は 4 年=48 月、教育長は 3 年=36 月)務めた場合の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

勤 務 時 間	8 時 30 分 ～ 17 時 15 分
休 憩 時 間	12 時 00 分 ～ 13 時 00 分
1 日 の 勤 務 時 間	7 時間 45 分
1 週 間 の 勤 務 時 間	38 時間 45 分

※ 宋栗総合病院・保育所の夜間勤務、早出勤務等を除く

(2) 休暇の種類

条例で定める休暇には、下記のとおり、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。(令和 7 年 4 月 1 日現在)

種 類	内 容	日 数 等	備 考
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 ※参考：年次休暇の平均取得状況	1 暦年において 20 日以内	有給
	H17 7.1 日 R2 10.6 日		
	H21 7.7 日 R3 11.7 日		
	H25 9.6 日 R4 11.5 日		
	H29 10.1 日 R5 13.3 日		
	R1 10.2 日 R6 12.5 日		
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある と認められた場合に取得できる休暇	90 日以内	有給
特 別 休 暇	特別の事情により勤務しないことが相当 であると認められる場合の休暇 ※詳細は次ページのとおりに。	それぞれの休暇に 応じた日数・時間	有給
介 護 休 暇	職員が配偶者、父母、子等が負傷、疾病 又は老齢により介護をするため、勤務し ないことが相当であると認められる場合 の休暇	3 回を超えず、か つ、通算して 6 か月 以内	無給
介 護 時 間	職員が配偶者、父母、子等が負傷、疾病 又は老齢により介護をするため、一日の 勤務時間のうちの一部を勤務しないこと が相当であると認められる場合の休暇	一日につき 2 時間 を超えない範囲内、 かつ、3 年以内の期 間	無給
組 合 休 暇	職員団体の業務と認められるものに従事 する場合の休暇	1 暦年において 30 日以内	無給

●特別休暇の種類

休 暇 名	内 容	取 得 日 数
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
官公署出頭等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭等する場合	必要と認められる期間
骨髄等提供休暇	骨髄、末梢血幹細胞の提供希望者としての登録申出、提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
社会貢献活動休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合等	5 日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事のための休暇	5 日以内
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前 8 週間（多胎妊娠の場合 14 週）・産後 8 週間
育児時間休暇	生後 1 年に達しない子の授乳等のための休暇	1 日 2 回 30 分以内
出産補助休暇	妻の出産に伴う休暇	出産の日後 2 週間以内で 2 日以内
男性職員の育児参加休暇	妻の出産に伴い、小学校就学前までの子の養育のための休暇	5 日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	必要と認められる期間
妊娠中休暇	妊産婦である女子職員が保健指導又は健康審査を受ける場合	必要と認められる期間
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	最大 10 日以内（親族による）
追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1 日以内
夏季休暇	盆の行事や健康維持のための休暇	5 日以内
リフレッシュ休暇	勤続 20 年・30 年の場合の心身活力増進自己研鑽を図るための休暇	連続する 3 日以内
子の看護等休暇	中学校就学前までの子を看護等するための休暇	5 日以内（子が 2 人以上は 10 日以内）
短期介護休暇	日常生活を営むのに支障がある要介護者の世話のため認められる場合	5 日以内（要介護者が 2 人以上は 10 日以内）
その他の特別休暇	地震、水害、火災等により住居が滅失・損壊した場合で、住居の復旧作業等をする場合等	必要と認められる期間

4 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等

①制度の概要

休業の種類	概 要															
育 児 休 業	養育する子が 3 歳に達する日まで取得が可能															
部 分 休 業	正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて 1 日を通じて 2 時間の範囲内で取得可能															
育児短時間勤務	地方公務員育児休業法により次の勤務形態から選択し勤務する。															
	<table><tr><th></th><th>週 休 日</th><th>勤務日・時間</th></tr><tr><td>1</td><td>土日</td><td>月～金に 3 時間 55 分ずつ（計 19 時間 35 分）</td></tr><tr><td>2</td><td>土日</td><td>月～金に 4 時間 55 分ずつ（計 24 時間 35 分）</td></tr><tr><td>3</td><td>土日・月～金のうち 2 日</td><td>残り 3 日に 7 時間 45 分ずつ（計 23 時間 15 分）</td></tr><tr><td>4</td><td>土日・月～金のうち 2 日</td><td>残り 3 日のうち 2 日に 7 時間 45 分ずつ、1 日に 3 時間 55 分（計 19 時間 25 分）</td></tr></table>		週 休 日	勤務日・時間	1	土日	月～金に 3 時間 55 分ずつ（計 19 時間 35 分）	2	土日	月～金に 4 時間 55 分ずつ（計 24 時間 35 分）	3	土日・月～金のうち 2 日	残り 3 日に 7 時間 45 分ずつ（計 23 時間 15 分）	4	土日・月～金のうち 2 日	残り 3 日のうち 2 日に 7 時間 45 分ずつ、1 日に 3 時間 55 分（計 19 時間 25 分）
		週 休 日	勤務日・時間													
	1	土日	月～金に 3 時間 55 分ずつ（計 19 時間 35 分）													
	2	土日	月～金に 4 時間 55 分ずつ（計 24 時間 35 分）													
	3	土日・月～金のうち 2 日	残り 3 日に 7 時間 45 分ずつ（計 23 時間 15 分）													
4	土日・月～金のうち 2 日	残り 3 日のうち 2 日に 7 時間 45 分ずつ、1 日に 3 時間 55 分（計 19 時間 25 分）														

※ 育児休業をした期間は、給与は支給されません。また、部分休業や育児短時間勤務をした場合、勤務のない時間分は減額されます。

②育児休業・部分休業の取得者数（令和6年度）

区 分		取得者数
育児休業	新たに育児休業をした者	28人
	前年度から引き続き取得している者	14人
部分休業・育児短時間勤務した者		16人

(2) その他の休業

休業の種類	概 要	取得者数
自己啓発等休業	公務に関する能力の向上に目的とし、大学等課程の履修をする場合、2年（大学院等で修業年限が2年を超える場合は3年）を限度に取得が可能	1人
配偶者同行休業	外国での勤務等により、外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にする場合、3年を限度に取得が可能	0人

※ 自己啓発等休業及び配偶者同行休業をした期間は、給与は支給されません。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（令和 6 年度）

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合等、公務能率維持を目的として行う処分のことをいい、令和 5 年度中の延べ処分者数は以下のとおりです。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人			0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	33(15)人		33(15)人
職に必要な適性を欠く場合	0 人	0 人			0 人
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職及び過員を生じた場合	0 人	0 人			0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人	0 人	0 人		0 人

※（ ）は実人数です。

(2) 懲戒処分（令和 6 年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合等、公務における規律と秩序の維持を目的として行う処分のことをいいます。令和 6 年度中の延べ処分者数は以下のとおりです。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0 人	1 人	2 人	0 人	3 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

6 職員の服務の状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

- ・職務命令等に従う義務
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業等の従事制限
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為等の禁止

宍粟市では、地方公務員法に基づき、上記の服務事項を遵守しています。

ただし、例外的に、「営利企業等の従事制限」については、「宍粟市職員の営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則」により、その趣旨に反しない限り認められることがあります。

また、「職務に専念する義務」については、「宍粟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例・施行規則」により、免除されることがあります。例として次のようなものがあります。

- ①消防団員又は水防団員としての業務に従事する場合
- ②定期健康診断又は市長が認める健康診断を受ける場合
- ③公務上又は職務に関連のある研修会、講演会、公聴会等の講師となる場合

7 職員の研修及び人事評価の状況

宍粟市では、職員の資質向上・人材育成のため、職員研修を行っています。これにより職員の意識改革、能力向上を図っています。

(1) 職員研修の主な実施状況（令和6年度）

分 類		受講者等	内容・目的等
派遣研修	兵庫県自治研修所研修	17 コース 58 人	行政管理経営能力、職務遂行能力等の習得を図る。 （管理職研修等の階層別研修、民法・研修など）
	播磨自治研修協議会研修	24 コース 68 人	行政管理経営能力、職務遂行能力等の習得を図る。 （新任職員研修、タイムマネジメント、クレーム対応力強化、プレゼンテーション能力向上、政策形成研修など）
	全国市町村国際文化研修所研修	15 コース 15 人	高度な知識を持つ専門家からの指導、先進地事例発表等や他自治体との情報交換等により最新の動向把握、専門知識の向上を図る。（各種課税事務など）
	兵庫県市町村振興協会パソコン研修	1 コース 16 人	パソコンについて専門知識を習得し、業務効率化を図る。
	兵庫県市町職員職場研修	2 人	龍野土木事務所（宍粟事業所）に職員を派遣し、幅広い知識・経験の習得を図る。
市単独 （市内） 研修	人権研修	全職員	講演等を実施し、性の多様性、育児・介護について、行政として取り組むべきことを学ぶ
	新聞記者にマナブ 「市民の心をつかむ情報発信」	広報情報委員 他	情報発信の重要性が高まる中、神戸新聞社宍粟市局長を講師に招き、市民の心をつかむ情報発信等のスキルアップを図る。
	メンタルヘルス研修	50 人	困難な状況に遭遇しても自ら立ち向かっていく力（逆境力）を発揮するために必要な考え方や感情のコントロール法を身に付ける。また、部下や周囲のメンバーがメンタル不調に陥った場合、どのようにかかわっていけばよいかについて学ぶ。
	ゲートキーパー研修	係長・主幹の 職員	市民の方と一緒に働くメンバーとのやりとり、日常生活の中で、わたしたちが知っておきたいこと・できることについて学ぶ。
	新任職員研修・ビジネスマナー研修ほか	新任職員	公務員としての自覚をもたせるとともに、職員としての基礎知識を習得する。（ビジネスマナー、文書事務、情報セキュリティ、プレゼンテーションなど）
	課長・副課長級職員研修	課長・副課長 級職員	どのように部下と向き合いリーダーシップを発揮すべきかを学ぶ。
	カスタマーハラスメント研修	全職員	カスハラ対策の重要性を理解し、カスハラが発生する原因や行為者への対処方法、対応職員へのフォロー方法等、カスハラに対する知識の習得を図る。
	キャリアデザインとモチベーションアップ研修	主事級職員・ 特定事業主行動計画若手部 会委員	昨今の離職防止を目的とし、受講者のこれまでの公務員（市職員）としての職業生活を振り返り、自己の実績や強みを振り返ることで、今後の業務に対するモチベーションアップに繋げる。また、仕事や人生に対する目標を見つめ、その目標を叶える対策を具現化し、組織で活躍する未来をイメージする。
	業務遂行能力向上研修	会計年度任用 職員（週 35 時 間以上の事務 職員）	会計年度任用職員としての立場や役割を理解し、職場で円滑な人間関係を築き、前向きに仕事に取り組んでいくとともに、業務を通して習得すべき経験や知識・技能について検証・習得を図る。
	交通安全研修	事故違反のあ った職員、新 任職員等	職員一人ひとりが、交通ルールや交通マナーを遵守し、歩行者優先義務や安全運転の意識を向上させることを目的とする。

※ 受講者数等には再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みます。

（２）人事評価の実施

地方公務員法の改正を受け、平成 28 年 4 月 1 日から新たな人事評価制度を導入し実施しています。

法改正により、定期的な人事評価の実施と評価結果に応じた措置（任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用）が義務付けられることになりました。

人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、より高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・業績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、仕事の効率を向上させ最終的には住民サービスの向上につなげることを目的にしています。

<評価の仕組み> 能力評価及び業績評価の二本立てで実施

評価項目	評価期間	評価内容
能力評価 【年 2 回】	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握したうえで行う勤務成績の評価
	10 月 1 日から 3 月 31 日まで	
業績評価 【年 2 回】	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	職員がその職務を遂行するに当たり掲げた目標に対し、その達成度を評価する目標管理に基づく評価
	10 月 1 日から 3 月 31 日まで	

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）職員の健康管理に関する事業の実施状況

労働安全衛生法第 66 条の規定（すべての事業所に対する規定）に基づき、職員の健康診断等を毎年度定期的に行っています。

宍粟市が独自で行う福利厚生事業は、健康診断（法律義務）及び予防接種（病院職員のみ）等であり、健康診断については（公財）兵庫県健康財団に委託しています。

●宍粟市独自福利厚生事業の負担額の状況

	令和 6 年度
負担金	11,340 千円

（２）公務災害の状況

宍粟市は、地方公務員災害補償法に基づく、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。公務災害補償制度は、職員が公務上・通勤上の災害を被った場合に、その身体的損害に対し補償するものです。

●公務災害・通勤災害の状況（病院除く）

項 目	令和 6 年度
公務災害認定件数	0 件
通勤災害認定件数	1 件

●地方公務員災害補償基金への負担金

	令和 6 年度
負担金	4,698 千円

(3) 共済・厚生制度の状況

職員の共済・厚生制度として、宍粟市は兵庫県市町村職員共済組合等に参加しています。兵庫県市町村職員共済組合では、主として短期給付事業（出産・結婚・休業等による給付）、長期給付事業（年金等）、福祉事業（貯金・貸付等）を行っています。詳細は兵庫県市町村職員共済組合のホームページ（<https://www.h-kyosai.or.jp/index.php>）又は公立学校共済組合兵庫支部のホームページ（<https://www.kouritu.go.jp/hyogo/>）をご覧ください。

また、宍粟市は職員の福利増進等のため、兵庫県市町職員互助会・兵庫県学校厚生会に参加しており、共済・掛金・福利事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金等給付）等を行っています。

●兵庫県市町職員互助会等への公費負担状況等

	公費負担額	会員掛金総額	会員数	会員1人当たり 公費補助金額	公費負担率
令和6年度	5,200 千円	10,395 千円	689 人	7,547 円	33.34%

(4) 利益の保護の状況

職員は、給与その他の勤務条件について、宍粟市が適当な措置を執る要求、また、その意に反して不利益処分を受けたときの不服申立てを、宍粟市公平委員会に対してすることができることとなっています（地方公務員法）。

なお、令和6年度については、措置要求及び不服申立てはありませんでした。

9 職員の競争試験及び選考の状況

宍粟市職員の採用は、競争試験により行っています。令和6年度の職員採用候補者試験の結果等は次のとおりです。（宍粟総合病院の専門職採用を除く。）

職種区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	倍率
一般行政（一般・高校新卒）	28 人	25 人	20 人	9 人	2.8 倍
保健師	3 人	3 人	2 人	2 人	1.5 倍
栄養士	4 人	4 人	2 人	2 人	2.0 倍
学芸員	2 人	1 人	0 人	0 人	—
幼稚園教諭・保育教諭	5 人	5 人	2 人	2 人	2.5 倍
幼稚園教諭・保育士 （任期付き）	5 人	5 人	5 人	5 人	1.0 倍
育児休業代替任期付 事務職員	4 人	3 人	1 人	1 人	3.0 倍

※参考 試験日程〔一般行政職（一般）〕

- 1次試験：7月14日（日）実施 職務能力試験・作文試験・事務適性検査・職務適応性検査
- 2次試験：8月19日（月）実施 集団面接
- 3次試験：9月7日（土）実施 個人面接